

平成25年8月1日  
第2回吹田市公立保育所  
民営化庁内検討会議資料  
こども部保育幼稚園課

## 配付資料一覧

資料 1	吹田市公立保育所民営化庁内検討会議委員名簿 (平成25年8月1日現在)	・・・ 1
資料 2	「吹田市公立保育所民営化実施計画案」策定にあたり 外部アドバイザーからいただいた意見	・・・ 3
資料 3	吹田市公立保育所民営化実施計画案	・・・ 11

## 吹田市公立保育所民営化庁内検討会議委員名簿

区 分	役職	氏名
委員長	副市長	山中 久徳
副委員長	こども部長	春藤 尚久
委員	総務部長	牧内 章
委員	行政経営部長	門脇 則子
委員	福祉保健部長	守谷 啓介
委員	教育総務部長	原田 勝
委員	学校教育部長	梶谷 尚義

(平成25年8月1日現在)



# 「吹田市公立保育所民営化実施計画案」策定にあたり

## 外部アドバイザーからいただいた意見

### 1 民営化実施の基本的な考え方(実施の基準)について

#### (1) 民営化の手法

- ア 民間活力の導入を掲げるならば、すべてを移管する民設民営が望ましい。
- イ 公設民営では、同事業者の運営する保育所同士で設置主体が異なることによる差異が生じ、事務処理の煩雑さや混乱が起こり得るため、民設民営が望ましい。継続性の観点からも同様に民設民営が望ましいと考える。

#### (2) 民営化後の事業主体

- ア 吹田市は初めての民営化であるので、安定した実績のある事業主体とすべきである。
- イ 公益的活動を行っている事業主体が望ましいと利用者は考えていると予測される。保育事業主体として、営利目的のみを追求するような事業主体の参入は懸念する。
- ウ 今後の認定こども園への国の制度移行も見据えると、認定こども園化を踏まえた事業主体とするのが望ましい。また、公立施設の幼保一体化への検討を踏まえて保育所の民営化も考えるべきである。
- エ 老朽改築も見据えた(整備事業補助対象となる)事業主体とするのが望ましい。
- オ 国通知を踏まえると、事業主体を限定することは難しい。他市では、事業主体を限定して事業者募集を行う事例も見られたが、それは国通知がなかった時の事例であり検討が必要である。
- カ 移管先の事業者は独自の方針や手法に移行する際、移管前の方針や手法を踏まえつつ、非常に配慮しながら行っているのが現状であろう。保護者の気持ちを考えると、今までの積み上げを一気にないがしろにするわけにはいかない。民営化後の園運営は地道な努力を必要とするものであり、移管先の事業者は覚悟はしてもらいたい。

### (3) 民営化移行準備期間

- ア 各種の移行準備のための期間は、他市の民営化事例や裁判例を踏まえ、十分な期間を設定することが望ましい。
- イ 1園目の民営化移行準備として、市として丁寧な情報公開や対応を行い、保護者にも安心してもらうことで、2園目からの民営化も円滑に実施できることになるだろう。
- ウ 移管先の事業者が決定してから一年間程度は民営化までに期間を設け、話し合いや準備を行うことが望ましい。一年間程度の期間を設ければ、他市等と比べても長く、丁寧な対応が可能であろう。
- エ 移管先の事業者が新規雇用を行う期間や、既に自身で運営している保育所への保護者への説明を行う期間等、移管先の事業者側の準備期間も設定する必要がある。

### (4) 民営化園の発表と保護者説明会

- ア 保護者アンケート等を実施した場合に、反対の意見も多くなるだろうが、市として丁寧に対応してほしい。市として民営化の責任は負うべきであり、丁寧な対応を市が行わないと、移管先の事業者も大変である。
- イ 保護者への説明等を丁寧に行う一方で、長期的な視点では、現在の在園児は民営化後には数年で卒園を迎えるので、地域の次の世代の人間に何を残すかという観点も大切である。

### (5) 事業主体の選定方法

- ア 事業主体の選定方法については、公募が妥当であろう。
- イ 公募の際、応募条件を上げすぎると、応募事業者がなく、募集範囲の拡大・再募集を行う等円滑にすすまないことも起こり得る。複数事業者より応募があり競争原理が働くのが望ましい。応募が無い場合、応募条件は最低条件であることが通常なので、応募地域を広げることになるだろうが、検討が必要である。
- ウ 5園とも事業者の応募が見込まれるようにすべきで、あまり応募条件を限定的にしてしまうのはいかがなものか。
- エ 公募による選定ならば、限られた期間での審査となるため、応募事業者の条件として、地域の限定はある程度必要であろう。また、認可保育所・幼稚園を運営しているという条件は必須であろう。
- オ 公募の際、将来において認定こども園化していくということであれば、事業主体に一定制限をかける（認定こども園設置が可能な事業主体に限る）ことになる。
- カ 事業主体の選定について、応募事業者の制限をしなくても、審査の段階で、質の良い

保育を継続的に提供可能な事業者に絞られると考えている。

- キ 事業主体の選定について、事業者選定後、決定事業者が辞退する事例もあるため、保護者が振り回される事態に陥らないように、対応を考えておく必要もある（供託金制度の導入・第3順位まで決定しておく等）。
- ク 事業主体の選定内容情報の公開は、応募事業者の財務状況まで公開はしていないのが通常である。複数の応募事業者すべて公表するのも検討が必要である。事業者選定の委員会の構成は5園変えない方が望ましい。また、選定点数に極端に差が生じた場合等を想定した対応も検討しておく必要があり、そうでない場合は、かえって選定内容の公正さを失う恐れがある。
- ケ 事業主体の選定内容情報の公開は、選定点数等の公開を含めどこまで公開するのか検討が必要である。事業者選定の委員会の委員各々の採点結果までの情報公開はあまり実施されていない。
- コ 事業主体の選定内容情報の公開は、応募事業者を公開せず、決定事業者のみ公開している場合もあり、応募事業者同士もどこが応募したかわからないようにしている場合もある。昨今の他市民営化事例では、応募事業者がなかなか出ないという状況もあるので対応が必要である。
- サ 事業主体の選定にあたり、保護者へ経過の報告は行うべきである。また、事業者公募の際に保護者の意見は取り入れてほしい。
- シ 事業者選定の委員会に当該園の保護者代表を入れず、当該園の保護者からは要望書ももらう場合もある。
- ス 事業者の選定委員会は他市の状況も勘案するのがよいだろう。

## (6) 三者懇談会の設置

- ア 話合いの場は必須だが、懇談会での検討事項は考えないといけない。保育方針等は検討事項にはなじまない。行事等につき、今までの方法を踏まえ、どう変更していくか等が検討事項になるだろう。
- イ 三者での懇談を行うに際し、最初は以前の手法を尊重しながら、徐々に新しいものにしていくという根気が必要である。市と移管先の事業者とで、最終的な理想は同じ保育事業者としてあまり変わらないが、手法が違うという認識である。
- ウ 三者懇談会や協定の締結により、職員配置等は当初は現状に合わすことになるだろうが、民間園でありながら、公立園としての基準を維持するというのをいつまで続けるのかも検討が必要である。
- エ 保護者は、市との二者懇談を経てから三者での懇談会を設置してほしいだろう。移管先の事業者が決まってからの懇談だけでなく、円滑な移管のためには、事業者選定前に民営化後も継続してほしいこと等を市と協議できることが望ましい。

## (7) 合同保育と引継ぎ保育

- ア 合同保育や引継ぎ保育の際、単純に一年とするのではなく、引継ぎの内容・方法、目的をしっかりと整理することが必要であり、人員や期間のバランスも大事である。時間だけかければよいというものでもない。多数の先生がクラスに入ると子どもに負担となる場合もあるだろう。
- イ 合同保育について、何を引き継ぐか（引き継ぎたくないか・民間の特色をどう出すか）の精査は重要であり、移管先の事業者が今までの園のあり方を知る期間と捉えている。
- ウ 合同保育について、民営化園に何を引き継ぐのかの視点から考えると、各クラスに合同保育者が入るのは、一年間常時でなくてもよいだろうし、密度や内容の検討が必要である。
- エ 合同保育について、0～5歳児までの保育内容をきっちりみることができるものとするにより、民営化後の急激な変化を避け、子どもが混乱することがないように引継ぎを行ってほしい。
- オ 合同保育について、急に園の先生が全て変わるというのは避けたい。担任となる主となる先生は合同保育者として民営化前から関わってほしい。
- カ 合同保育について、人件費の面からも、アルバイト単価ほどの補助額で経験の長い保育士を派遣するのは移管先の事業者にとって負担である。手厚い合同保育には経費がかかる。市としてそのあたりは検討してもらいたい。
- キ 合同保育について、1人で毎日民営化前の園に通う孤独感・負担感は大きく、複数人で実施するのが望ましい。また、複数人でも一年中常時であれば、移管先の事業者としても負担が大きく、柔軟性をもたせることが望ましい。経験の長い職員を派遣すると本園の負担が増してしまうので、そのあたりの検討が必要である。

## (8) 民営化移行準備期間における市の役割

- ア 1園目の民営化移行準備として、市として丁寧な情報公開や対応を行い、保護者にも安心してもらうことで、2園目からの民営化も円滑に実施できることになるだろう。
- イ 保護者アンケート等を実施した場合に、反対の意見も多くあるだろうが、市として丁寧に対応してほしい。市として民営化の責任は負うべきであり、丁寧な対応を市が行わないと、移管先の事業者も大変である。

## (9) 財産

- ア 土地・建物の無償貸付・譲渡が難しいことは理解するが、応募する事業者の立場からも考えることも必要である。また、土地・建物の処分等が円滑にできない要素のある園は選定が難しくなってしまうだろう。
- イ 土地・建物の有償貸付や譲渡の価格は一般の相場ではなく、破格といえるほど廉価でないと保育所運営は難しいだろう。せめて、民営化後何年間かは廉価で行う等の対応が望ましい。
- ウ 定員が決まれば一定収入が決まるという保育所運営の特殊性から、土地面積や立地に関わらず収入は一定となる。立地等が良くないと保育所の運営は難しいので、立地の良いところが望ましいが、立地に応じた高い賃料を設定するのではなく、限りなく無償に近いものとするのが望ましい。
- エ 市の土地を購入し事業を行う場合は、応募できる事業者はかなり限定され、土地等が有償貸付ならば公益的な活動を行う事業者が応募してくれるのかが懸念される。
- オ 土地・建物の有償貸付の契約等について、移管先の事業者が、有償期間を終えたら賃貸契約等を結ばない、保育所運営をやめるという選択をしないための対応も必要である。
- カ 財産（処分）について、他市状況も踏まえることが望ましい。

## (10) 民営化にあたっての保育所運営に関する条件

- ア 保育所運営に関する条件は、保護者の意向を十分に配慮することがまずは大前提である。
- イ 保育所運営に関する条件としては、基本的には現状通り運営していくしかない。どのように表記していくのか検討が必要であり、三者懇談会で協議する事項と保育所運営に関する条件として提示するものとの棲み分け・精査が必要である。
- ウ 保護者は、自分の子が通う保育所が一番と思いがちだが、民間の方がよいサービスを行っている場合もあることも認識して保育所運営に関する条件の検討を行う必要がある。
- エ 保育所運営に関する条件をあまり高く設定してしまい、事業者が応募できない状況に陥ることも懸念される。市としても、事業者が条件をクリアし、民営化できるよう制度整備を行うことが望ましい。
- オ 保育所運営に関する条件で、職員配置基準、開園時間、定員、行事、給食、健康診断、費用徴収等諸々の検討項目はあるだろうが、時限的とはなろうが原則現状通りとするべきだろう。民営化園（民間）でありながら公立園の基準であるということを将来的にどう是正していくかの議論はあるだろうが、現在でも、諸々の保育所運営に関しての公私の差異は存在しており、その差異をどうなくしていくかは別議論と考える。民営化後の園へ引き継ぎたいもので、通常以上の経費の必要なものは市として助成を行ってほしい。
- カ 特別保育等を実施するかについては、在園の保護者ニーズを踏まえる視点と吹田・日



本の保育行政を将来的に考えていく視点の両方で考えることが必要である。

- キ 保育所運営に関する条件で、職員の経験年数、正職数等は詳細に決めるのは難しいと思われる。保護者の心配も十分理解できるが、移管先の事業者への配慮も必要であり、どのように相互の立場を踏まえたものにするかが重要である。
- ク 臨時雇用員等の継続雇用への配慮について、民営化園の臨時雇用員等を民営化後も継続雇用できることは、民営化園の保育内容等の継承のためにも、また、円滑な人員の確保のためにも望ましい。
- ケ 臨時雇用員等の継続雇用への配慮について、民営化前の園の臨時雇用員等を民営化後も継続雇用することは、保護者の安心感も増すとは思いますが、移管先の事業者に以前からいた職員と民営化園から継続雇用した職員で同事業者内で処遇に格差が生じるのは避けるべきであり、継続雇用への配慮と処遇については別問題と認識する。人員が不足する現状の中で、継続しての雇用を希望する意欲のある職員には、是非力を発揮してもらいたい。

#### (11) 民営化移行後の吹田市の責任と支援体制

- ア 民営化後も移管先の事業者とともに一定市も関わることを望ましい。
- イ 市の責任と支援体制について、市として、人的な支援のみならず、費用負担は必要である。
- ウ 民営化後の第三者評価は受審した方が良いので民営化条件としてもいいだろう。受審結果は公表するのが通常と考えている。
- エ 第三者評価を公立の状態を受審し、民営化後に民間の状態を受審して、民営化前後を比較する場合もある。

#### (12) その他項目外意見 民営化に伴う老朽化対策について

- ア 公立保育所は老朽化が進んでおり、近い将来に改修・建替えが必要なことは明らかで、民営化はその契機となる。その場合、仮設園舎をどうするか等の問題が出てくる。また、長期的視野で考えると移管先の保育・教育のやり方に沿える改修・建替えが望ましい。
- イ 民営化に伴う老朽化対策について、移管後に老朽化した施設で事故などが起これば移管先が責任を負うことになってしまうため、対策の検討は必要である。
- ウ 建替えが前提となるのか、事業者の判断に任すのかでも事業者の応募状況は異なり、費用負担はどうするのか、移管先の事業者の意向はどこまで建替えに反映されるのか等の視点での検討も必要である。
- エ 保護者にとっては、民営化により事業主体が変わることへの不安もあるだろうが、施設が新しくなるということはメリットと捉えてもらえるはずである。

オ 民営化後の建替え時期と、民営化の評価時期が重なると事業主体にとっても負担が大きく、移管後どの時期に建替えを設定するかが重要である。園児にとっても年齢により建替えを負担と捉えるかメリットと捉えるかは違い、建替え時期の検討は必要である。吹田市が建替えの代替地を用意する等できればよいのだが。老朽化対策の予算も検討するのが望ましい。

カ 民営化の第一の目的は、「吹田市アウトソーシング推進計画」に基づく人員削減と認識しているので、園舎の建替えは民営化により人員削減ができることに付随するものであり、建替えありきで民営化を進めるのはどうなのか。移管先の事業者に任すべきとも考えられる。



# 吹田市公立保育所民営化実施計画 (案)

吹田市

平成25年 月

## 目次

- 1 はじめに
- 2 民営化実施の基本的な考え方
  - (1) 民営化の手法
  - (2) 民営化後の事業主体
  - (3) 民営化移行準備期間の設定
  - (4) 民営化園の発表と保護者説明会
  - (5) 事業主体の選定方法
  - (6) 三者懇談会の設置
  - (7) 合同保育と引継ぎ保育
  - (8) 民営化移行準備期間における市の役割
  - (9) 財産
  - (10) 民営化にあたっての保育所運営に関する条件
  - (11) 民営化後の市の責任と支援体制
- 3 民営化する保育所の選定の基本的な考え方
  - (1) 民営化園選定基準
  - (2) 実施年次選定基準

## 2 民営化実施の基本的な考え方

### (1) 民営化の手法

公立保育所を民営化する手法としては、保育所の設置主体及び運営主体共に移管先に移行する「民設民営方式」と、運営主体のみを移行し指定管理者制度などを活用する「公設民営方式」が考えられます。

民営化の目的は、民間事業者による柔軟な運営、自主性、経営の継続性、安定性、本市の財政面や人的効果などを考慮し、公立保育所を民間事業者に私立保育所として設置主体も運営主体も移管先に移行する「民設民営方式」とします。

### (2) 民営化後の事業主体

保育所の運営は平成12年(2000年)から児童福祉法の改正によりさまざまな事業者の、参画が可能となっています。しかし、民営化後の事業主体は、保育所運営に実績があり、保育内容の継続・向上ができ、保育内容の安定性を確保できる民間事業者とします。

### (3) 民営化移行準備期間の設定

民営化園の発表から、民営化実施までの期間に、保護者の理解を深めながら引き継ぎ体制を整備するための民営化移行準備を行います。また、民営化移行準備には、十分な期間を設けます。

ア 民営化園の発表から民営化実施までの期間に、民営化移行準備として、保護者説明会、事業者選定、市・保護者・事業者との三者懇談会、合同保育を行います。

イ 民営化園の発表から、民営化実施までの期間は、周知期間として、最低2年を設けます。

ウ 事業者決定から、民営化実施までの期間は、移行準備期間として最低1年半を設けます。

#### (4) 民営化園の発表と保護者説明会

民営化園の発表後、速やかに民営化園の保護者に対し説明会を順次実施いたします。

また、民営化園の保護者に対しアンケートを実施します。

#### (5) 事業主体の選定方法

事業主体となる民間事業者の選定については、公募によるものとします。民営化園の保護者代表を含めた事業者選定の委員会を設置し、事業者を選定します。

##### ア 事業者募集

(ア) 事業者は、公募とします。企画提案型（プロポーザル）により選定します。

(イ) 多くの事業者に公募情報が届くように、市ホームページによる募集などで広く周知します。

(ウ) 公募要領は別途定めることとしますが、保護者アンケートの内容を踏まえたものとします。

##### イ 事業者選定

(ア) 選定にあたり、学識経験者、民営化園保護者代表などを含めた委員会を設置します。

(イ) 選定にあたり、事業者の事業目的、保育理念、保育内容の継続性、運営の透明性、社会的信望、社会福祉事業の知識経験、資金計画及び経理状況等を総合的に勘案します。

(ウ) 事業者の継続性や安定性等とともに、保育所運営上の内容を中心とした審査を行い、保育内容の継続・向上できる事業者を選定します。

(エ) 選定基準は別途定めることとしますが、保護者アンケートの内容を踏まえたものとします。

##### ウ 決定事業者の発表

決定事業者の発表は、民営化園の保護者だけでなく、広く市民に行います。民営化実施までに最低1年半を設け、民営化実施の前年度の4月1日入所を対象とする入所申込一斉受付開始前までに周知します。

#### エ 協定の締結

- (ア) 事業者の決定後、市と事業者で協定の締結を行います。
- (イ) 協定の内容は、民営化移行準備期間に行うべきことや、市と事業者の役割の確認等とします。
- (ウ) 協定期間は原則5年間とします。
- (エ) その他必要な事項は、三者懇談会で確認していきます。

#### (6) 三者懇談会の設置

市、民営化園保護者、事業者による三者懇談会を設置し、民営化実施までに、引継ぎ体制づくりや、保護者の理解が深められるようにするとともに、民営化に伴う様々な調整事項につき、三者の合意形成を図ります。

#### (7) 合同保育と引継ぎ保育

民営化に伴い、園児、保護者への影響に配慮した円滑な引継ぎを行うとともに、現行の保育内容の継承のために、民営化前に合同保育を、また民営化後に引継ぎ保育を行います。

##### ア 合同保育

- (ア) 合同保育は、民営化前に、当該園保育士と事業者が派遣する保育士等が合同で保育にあたることです。民営化移行にあたり、保育士等の職員の入れ替わりによる保育環境の変化が園児たちに及ぼす影響を最小限にするために行います。そのために、民営化の1年前から、段階的に事業者の職員が保育所に入ります。
- (イ) 合同保育期間中の事業者の費用については、市は予算の範囲内で支援を行います。

##### イ 引継ぎ保育

- (ア) 引継ぎ保育とは、民営化後に、民営化園に勤務していた施設長及び職員の一部が、原則として1年間、定期的に訪問し相談等に応じることです。
- (イ) 引継ぎ保育に入る市職員は、民営化前に引継ぎの過程で決定された内容で保育が行われているかを、確認します。



(8) 民営化移行準備期間における市の役割

市は民営化移行準備期間において、移行準備が適正に実施されているか進行管理を行います。その際、問題が生じた場合は、市が、改善、指導を行います。また、市は、事業者に対し、研修等必要な支援を行います。

(9) 財産

原則として、土地は有償賃貸とし、建物・備品等は有償譲渡を基本とします。しかし、土地については賃貸料が高額になることや、建物等については建設から相当年数が経過していることもあり、民営化後の安定的な運営を継続させるために、減額や無償での対応も検討します。

(10) 民営化にあたっての保育所運営に関する条件

民営化に伴う保育環境の変化を最小限にし、園児が安定した保育所生活を継続できるように、以下の条件を公募要領や協定書に定めるものとします。

ア 関係法令等の遵守

関係法令等を遵守し、市の指導に従うこと。

イ 開所時間と開所日

(ア) 開所時間は、午前7時から午後7時までの12時間とすること。

(イ) 開所日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除く月曜日から土曜日とすること。

(ウ) ただし、(ア)及び(イ)につき上記以上の開所時間及び開所日进行することを妨げない。

ウ 定員及び受入年齢

(ア) 民営化前の定員を下回らないこと。定員を決定・変更する際には、市と事前に協議すること。

(イ) 0歳児（原則として生後8週目以降）から5歳児までを受け入れること。

エ 職員配置

- (ア) 保育士の人数については、協定書に定める配置基準によること。
- (イ) 保育士の年齢構成や経験年数に配慮すること。
- (ウ) 専任の看護師を常勤で配置すること。

オ 特別保育事業

- (ア) 延長保育時間は、原則として午前 7 時 30 分より前及び午後 6 時 30 分以降とすること。
- (イ) 一時預かり事業及び休日保育事業の実施に関しては市と協議を行うこと。

カ 行事

民営化前の年間の行事等を原則として継承すること。

キ 地域支援事業

保育所の園庭開放や育児相談等の地域子育て支援事業を行うこと。

ク 給食

- (ア) 給食は、自園調理方式を採用すること。
- (イ) 食物アレルギーへの対応を行い、その他個別事情に配慮すること。

ケ 健康診断

関係法令等の定めや、入所児童の状況により、適切に実施すること。

コ 費用の徴収

費用の徴収については、民営化前に徴収していた費用以外の負担を保護者に求める場合には、三者懇談会にて協議すること。ただし、保護者の要望に応じた保育サービスの対価として必要な場合はこの限りではない。

サ 職員研修

職員の資質や専門性の向上のため、職員研修計画を作成するなどし、積極的に研修等に参加させること。

シ 損害賠償保険及び災害共済給付制度への加入

児童の不慮の事故に備え、損害賠償保険及び災害共済給付制度への加入をすること。

ス 保護者との懇談、苦情解決等

- (ア) 保護者との懇談会を適宜開催し、保護者の意向の把握に努めるとともに、保護者の要望等に誠意を持って対応すること。
- (イ) 苦情解決の仕組みを整備すること。

セ 臨時雇用員の継続採用について

民営化前に、採用されていた臨時雇用員が民営化後も就労を希望する場合は、当該園での引き続きの雇用を検討すること。

(11) 民営化後の市の責任と支援体制

民営化後についても、市、保護者、事業者との三者懇談会を一定期間継続し、保護者と事業者において問題が生じた場合には、市が調整役をはたします。また、民営化後の保育内容の確認、アンケートによる評価など情報公開に努めます。

ア 民営化後の三者懇談会の継続

- (ア) 民営化後も引き続き、市、保護者、事業者の三者懇談会を継続します。
- (イ) 保護者と事業者間で、民営化園運営に関する問題が生じた場合は、三者懇談会で解決を図ります。
- (ウ) 三者懇談会の設置期間は、原則として民営化後5年間とします。

イ 民営化園の評価

- (ア) 民営化後における保育内容等についての保護者アンケートを市が実施し、事業者の運営状況を確認します。
- (イ) 民営化後1年以内に事業者に福祉サービス第三者評価事業の受審を義務付け、第三者の視点により評価をします。この評価結果は、HPなどで広く公開するなど、民営化の状況を広く市民に知らせます。